

佐賀県訓令甲第7号

本 庁
現地機関

佐賀県職員の勤務地の特例に関する規程（平成17年佐賀県訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

平成27年9月30日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(派遣研修における勤務地)</p> <p>第3条 職員が、<u>おおむね1年以上の派遣研修</u>（派遣先における勤務時間の定めがある派遣研修に限る。）を命じられた場合の勤務地は、当該研修が行われる主たる場所の所在地とする。</p>	<p>(派遣研修における勤務地)</p> <p>第3条 職員が、<u>次に掲げる派遣研修</u>（派遣先における勤務時間の定めがある派遣研修に限る。）を命じられた場合の勤務地は、当該研修が行われる主たる場所の所在地とする。</p> <p>(1) <u>1年以上の派遣研修</u></p> <p>(2) <u>1年未満の派遣研修で知事が特に必要と認めるもの</u></p>

附 則

この訓令は、平成27年10月1日から施行する。